

佐渡市告示第 127 号

佐渡中央会館の使用料等徴収事務委託の告示

佐渡中央会館において現金徴収する「佐渡中央会館」の使用料及び、複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

徴収事務を委託した者

- ・佐渡市新穂北方 448 番地まきアパート2F号 大塚 聡
- ・佐渡市八幡 1858 番地 安達 博行

委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月 31 日まで

令和5年4月1日

佐渡市長 渡辺 竜五

